

輪島市における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

輪島市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び「輪島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年輪島市条例第 30 号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱います。

番号法においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、本市においても「輪島市個人情報保護条例」（平成 18 年輪島市条例第 15 号）において同等な定めをするほか、管理体制及び管理規程、取扱要領等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

（法令遵守）

(1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守します。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 番号利用条例
- ・ 輪島市個人情報保護条例
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成 16 年 9 月 14 日総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）
- ・ 輪島市個人情報取扱事務委託基準（平成 18 年輪島市告示第 3 号）
- ・ 輪島市情報セキュリティポリシー

（安全管理措置）

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

(3) 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(委託・再委託)

- (4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(継続的改善)

- (5) 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 本方針に関する問合せ先

輪島市総務部総務課行政係 電話：0768-23-1111